



第2回研究会討議資料

令和元年12月25日
自治行政局国際室

【目次(主なもの)】

・地域における多文化共生推進の必要性・意義について	2
参考: 第1回研究会で指摘のあったデータ作成	11

地域における多文化共生推進の必要性・意義について（論点整理）

○地域における多文化共生推進の必要性、意義

- ・ 多文化共生施策を取り巻く状況の変化を踏まえ、新たな視点の追加や現状に合わせた内容の更新等を図る必要がある点はあるか。
(第1回研究会 資料3抜粋)

論点1

地域において多文化共生施策を推進する必要性に関し、地方公共団体間で共通の認識を持つため、本施策に取り組むに至った下記のような経緯と今後の展望についても総務省が示すプランに記載する必要があるのではないか。

- ①在留外国人の大幅な増加
- ②新たな在留資格の創設
- ③国における「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の概要 等

論点2

地方公共団体が多文化共生の指針・計画等の策定・見直しに積極的に取り組むため、多文化共生施策の目的をより明確に整理してはどうか。

例えば、外国人労働力の確保による地域の活性化といった考え方を位置づけることが考えられるのではないか。

「地域における多文化共生推進プラン」における多文化共生の意義（抜粋）

1. 地域における多文化共生の意義

地域における多文化共生の意義を例示すれば次のようなものがあるが、指針・計画(以下、「指針等」という。)においては、各地域における多文化共生施策の経緯及び現状を整理し、課題及び将来の方向性を含め、各地域における多文化共生の意義を明確にすること。

(1) 外国人住民の受入れ主体としての地域

入国した外国人の地域社会への受入れ主体として、行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方公共団体であり、多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きいこと。

(2) 外国人住民の人権保障

地方公共団体が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致すること。

(3) 地域の活性化

世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながるものであること。

(4) 住民の異文化理解力の向上

多文化共生のまちづくりを進めることで、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることが可能となること。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくり

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような地域づくりの推進は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進するものであること。

※平成18年「多文化共生の推進に関する研究会報告書」においては、「地域における多文化共生」を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義。

(参考1-1) 多文化共生の意義について指針等で位置づけている例

○ふじのくに多文化共生推進基本計画(静岡県・平成30年3月改訂)(抜粋)

P4～P8の下線部分は計画策定の経緯や目的等を記述している部分

I 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

本県は、2008(平成20)年12月に制定した「静岡県多文化共生推進基本条例」に基づき、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するため、2011(平成23)年3月、「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定しました。

この計画期間は2017(平成29)年度までであることから、社会経済情勢の変化やこれまでの取組の課題を踏まえて、今後4年間の多文化共生社会の実現に向けた本県の取組を推進するため、新たな「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定しました。

III 計画の基本的な考え方

1 多文化共生推進の必要性

本県の人口は2007(平成19)年をピークに減少を続け、2060年には239万人になると推計されています。また、少子高齢化の進行は、労働力人口の減少とともに、防災・防犯の体制を含めたコミュニティ機能の低下を招くことも懸念されます。

一方、外国人県民の数は、2015(平成27)年から再び増加傾向にあり、定住化も進んでいることから、「外国人県民」=生活者や地域住民という視点で、外国人県民も地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みを構築し、国籍や文化の違いを超えた、誰にとっても暮らしやすい「多文化共生の地域づくり」を進める必要性が増加しています。

今後、外国人県民も高齢化が進む中、地域の活力を維持するためには、外国人県民も含めたすべての人が能力を最大限に発揮できるような社会づくりが必要であり、地域において多文化共生を推進する必要性は一層高まることが予想されます。

静岡県では、「富国有徳の『美しい“ふじのくに”』づくり～静岡県をDreams come true in Japanの拠点に～」を基本理念として掲げた静岡県総合計画を2018(平成30)年3月に策定しました。

外国から来られた方も日本人も、努力すれば夢がかない、幸せを実感できる地域を目指し、静岡県多文化共生推進基本条例にある「県内に居住する外国人及び日本人が、相互の理解及び協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らす」ことに加えて、社会の担い手として「能力を発揮することができる」多文化共生の地域づくりを進めていきます。

(参考1-2) 多文化共生の意義について指針等で位置づけている例

2 多文化共生推進の意義

□ 県民の人権意識の高揚(差別の撤廃)

多文化共生の地域づくりの推進は、「日本国憲法」、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」などで保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。

国籍や民族などの違いに関わらず、すべての県民の人権が平等に尊重され、擁護されることが、平和で幸福な社会をつくる礎となります。

□ 安心な地域づくり

外国人県民に日本の法令や社会慣習などの理解と遵守を促し様々な情報提供を行うことにより、交通事故や犯罪などの被害に遭わないようにします。また、災害時には外国人県民も支援者としての役割を担うことにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進につながります。

□ グローバル人材の育成

多文化共生の推進により、子どもを含む地域住民の国際感覚や異文化を理解する能力が向上します。また、外国人県民の子どもの不就学を防ぐ取組や、日本語学習支援により、将来自立したグローバル人材の育成につながります。

□ 地域社会の活性化

海外から有用な人材が集い、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を補うとともに地域に定着することで、地域社会の活性化が図られ、地域経済・地域産業の振興につながっていきます。

□ 誰もが理解しあえる地域づくり

多文化共生の地域づくりの推進により、言語や文化、能力など様々な特性や違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことが可能となります。年齢、性別、障害の有無に関わらず、すべての人に利用しやすく、すべての人に配慮した暮らしやすい地域づくりの推進につながります。

3 静岡県が目指す多文化共生社会(計画の目標)

【計画の基本目標】

静岡県内に居住する外国人及び日本人が、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を目指す。

【基本方向】

基本方向1 誰もが理解しあい安心して暮らせる地域づくり

基本方向2 誰もが快適に暮らせる地域づくり

基本方向3 誰もが活躍できる地域づくり

(参考2) 多文化共生施策の経緯等を盛り込んでいる例

○群馬県多文化共生推進指針(平成30年3月改訂)(抜粋)

1 指針改定の趣旨

社会・経済のグローバル化、少子高齢化に伴う人口減少社会の進展等、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)が1989年(平成元年)に改正、1990年(平成2年)に施行され、活動内容に制限のない在留資格「定住者」等で来日する南米日系人が増加しました。同年末に12,603人だった本県の外国人人口は、2017年(平成29年)末には53,510人に達し、過去最多を更新しています。外国人住民2の多くは製造業等に従事し、県内産業の担い手として地域経済を支え、地域社会に貢献してきました。

2009年(平成21年)に入管法などの一部改正法が成立し、2012年(平成24年)7月には新たな在留管理制度に移行、外国人登録法は廃止されました。併せて、住民基本台帳法の一部改正法も成立したことにより、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳制度の適用対象となり、「生活者」としての外国人住民に対する施策は新たな段階に入りました。

現在、国において、技能実習生や留学生の受入れ拡大が進められている中、言語、習慣、文化が異なる外国人住民の滞在の長期化や定住化、永住化が進行すると考えられます。

県では、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生」社会の形成による豊かな地域づくりを目指すため、2007年(平成19年)に「群馬県多文化共生推進指針」を策定しました。その後、リーマンショックや東日本大震災等の影響により外国人住民数が減少に転じる一方で、さらに定住化が進んだことなどを踏まえ、2012年(平成24年)に指針の改定を行いました。

その後、外国人住民との関わりについて積極的な日本人の割合や、外国人住民の増加について肯定的に考える日本人の割合が増える中、外国人住民数が再び増加傾向にあることや、国籍構成の変化、外国人児童生徒数の増加等、外国人住民を取り巻く環境に変化が生じ、新たな課題に対応する必要があるため、今般、再び改定することとしました。

5 基本目標

外国人住民が持つ多様性を活かし、誰もが参加・協働し安心して暮らせる、活力ある社会の実現

6 施策目標

施策目標1 外国人が安心して暮らせるための幅広いサポートの提供

施策目標2 多様性を活かし、外国人が活躍できる環境づくり

施策目標3 多様性を尊重し、日本人と外国人がともに支え合うための意識の醸成

(参考3) 多文化共生施策の経緯等を盛り込んでいる例

○第2次浜松市多文化共生都市ビジョン(平成30年3月改訂)(抜粋)

第1章 第2次ビジョンの策定にあたって

1 第2次ビジョン策定の趣旨

浜松市では、2012年度(平成24年度)に多文化共生施策の指針となる「浜松市多文化共生都市ビジョン」(以下、「旧ビジョン」という。)を策定し、浜松型の多文化共生社会の実現を目指して、さまざまな施策に取り組んできました。

旧ビジョンの計画期間であるこの5年間において、我が国の在留外国人数は着実に増加し、2017年(平成29年)6月末時点で247万人を超え、過去最高を更新しており、外国人労働者数も108万人を超えている状況です。本市においても、2008年(平成20年)のリーマンショック以降、大幅に減少した外国人市民の数は、ここ数年で漸増傾向に転じています。この背景には、社会経済のグローバル化の進展とともに、少子高齢化や人口減少による労働人口の減少が大きく影響しているものと考えられます。

このような中、2015年(平成27年)9月に公表された国の「第5次出入国管理基本計画」の基本方針では、「我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受入れ、受入れた外国人との共生社会の実現に貢献していく」としています。また、2016年(平成28年)11月の「出入国管理及び難民認定法」の改正による新たな在留資格の創設や、技能実習制度の拡充が進められるとともに、国家戦略特区においても外国人材の活用の議論が活発化しているところです。

旧ビジョンでは、「多様性を生かしたまちづくり」を重点施策に位置づけ、これまでの外国人市民の支援を中心とした取組にとどまらず、外国人市民によってもたらされる文化的多様性を都市の活力として、新たな文化の創造・発信や地域の活性化を目指してきました。こうした考え方は欧州諸都市における「インターカルチュラル・シティ・プログラム」と軌を一にするものであり、外国人市民をまちづくりの重要なパートナーと捉え、誰もが活躍できる地域づくりを進めることは、今後の多文化共生の重要なテーマとなります。

こうした状況を踏まえ、本市のこれまでの取組を継承発展させるとともに、社会経済環境の変化に的確に対応するなかで、引き続き、浜松型の多文化共生社会の実現を目指して「第2次浜松市多文化共生都市ビジョン」を策定します。

第3章 多文化共生都市の実現に向けて

1 第2次ビジョンが目指す将来像

相互の理解と尊重のもと、創造と成長を続ける、ともに築く多文化共生都市

第4章 推進施策

施策体系	目指すべき方向性	異なる文化を持つ市民がともに構築する地域 多様性を都市の活力と捉え、発展していく地域 誰もが安全・安心な暮らしを実感できる地域
------	----------	---

(参考4) 多文化共生施策の経緯等を盛り込んでいる例

○第2次安芸高田市多文化共生推進プラン(平成30年3月改訂)(抜粋)

はじめに

プランの理念は、「多様な市民による持続可能なまちづくり」です。

この背景には、多文化共生の推進が、外国人を含む多様な人材を市内に受け入れ、迎える多文化共生の地域をつくることこそが地域の衰退を阻止し、持続可能なまちづくりに寄与するという考えがあります。

理念達成のため二つの「基本目標」をつくりました。ひとつは、従来の外国人支援の取り組みを進めるとともに、外国人市民が、支えられる側から支える側に立ち、地域の発展を支援し、活躍する活動の場をつくるという「誰もが安心・安全に暮らし、活躍できる地域づくり」です。

もうひとつは、各種施策をつうじ本市の魅力の市外への情報発信を積極的に行い、アピールすることで、移住・定住を促進する「誰もが移住・定住したくなる魅力的な地域づくり」です。

2013(平成25)年3月に策定した「安芸高田市多文化共生推進プラン」から5年が経過しました。このプランは、「外国人市民と日本人市民が互いの違いを認め合い、支え合うまちづくり」を基本理念として、お互いが理解と交流をすすめ、さまざまな文化とことばを学び、健康で文化的な生活ができるようになることを目標に、2017(平成29)年度までの5年間の事業計画を示したものでした。

これらの目標に沿って人権多文化共生推進課を設置し日本語学習支援等、多くの施策が事業化されました。しかし、提案から5年が経過し、本市では、当時から課題であった、少子高齢化、人口減少に伴う農業、福祉、工業分野の就労人口減少や地域の衰退などの課題がより深刻化してきました。これらの課題は、短期間で解決するものでなく、その解決に資するひとつの政策が、「多文化共生」です。この「多文化共生」の視点を持つことは、多様性を重んじ人権尊重にも繋がります。この視点は、外国人だけでなく、男性・女性、若者・高齢者、障害者、価値観や文化的背景の違う者同士など幅広くとらえることができます。ひとり一人の人間として、

互いを尊重し理解し、互いの人権を守ろうとすることであり、まちづくりの基礎となるものです。

本市は、既に10年前から市を維持する仕組みとして、独自の施策で「多文化共生」を推進してきました。改めて国連の動きを見ますと、「世界の貧困をなくすこと」「持続可能な世界を実現すること」を目指しSDGs=「持続可能な開発目標」が掲げられました。これを受けて政府は、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない経済、社会、環境の総合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことを掲げています。これらの動き、内容を見ると、本市が取り組んでいる「多文化共生」の理念や目標は、世界的な流れに沿った考え方であり、先駆的取り組みであることを、改めて確認できました。その意味において、これからの取組は、グローバルな視点を持つことが大切です。このことを踏まえ、国連で定めた「持続可能な開発目標」と、政府の実施指針に連動し、第2次プランの各種施策をSDGsの関連目標に位置付けました。

今後、5年間において本市が抱える課題解決に向けて、これまでの事業を継続し「安心」「安全」なまちづくりを行うとともに、次のステップとして、「移住・定住したくなる魅力的な地域づくり」のために、各種施策に掲げた事業を着実に進めます。

多様性社会を実現することが、持続可能なまちづくりにつながることを信じて、市民と行政が一丸となり、多文化共生の推進に努める必要があります。それは、本市が提唱する「人がつながる田園都市・安芸高田」や「住民と行政の協働によるまちづくり」という理念と合致する取り組みとも言えます。

(参考5-1) 「地域における多文化共生推進プラン」における多文化共生の意義に関する規定等 (抜粋)

(1) 外国人住民の受入れ主体としての地域

入国した外国人の地域社会への受入れ主体として、行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方公共団体であり、多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きいこと。 (総務省プラン抜粋)

○地方自治法(昭和22年法律第67号) 抄

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

(2) 外国人住民の人権保障

地方公共団体が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致すること。 (総務省プラン抜粋)

「国際人権規約(1976年発効、1979年批准)」について(外務省HP抜粋)

国際人権規約は、世界人権宣言の内容(※)を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。社会権規約と自由権規約は、1966年の第21回国連総会において採択され、1976年に発効しました。日本は1979年に批准しました。なお、社会権規約を国際人権A規約、自由権規約を国際人権B規約と呼ぶこともあります。

※世界人権宣言:人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもの。(外務省HP)

「人種差別撤廃条約(1969年発効、1995年加入)」について(外務省HP抜粋)

人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とします。1965年の第20回国連総会において採択され、1969年に発効しました。日本は1995年に加入しました。

(参考5-2) 「地域における多文化共生推進プラン」における多文化共生の意義に関する規定等(抜粋)

(5) ユニバーサルデザインのまちづくり

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような地域づくりの推進は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進するものであること。

(総務省プラン抜粋)

○ユニバーサルデザイン2020 行動計画(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議決定)より引用

I 基本的な考え方

2. ユニバーサルデザイン2020 行動計画

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」⁴をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要である。また、この「障害の社会モデル」の考え方を反映させ、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザイン^{*}の街づくりを強力に推進していく必要がある。

※ 「ユニバーサルデザイン」は、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

→ 障害者基本計画(平成14年12月閣議決定)において同様の定義(国際室注記)

○ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(平成30年法律第100号) 抄

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ユニバーサル社会 障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会をいう。

二 障害者、高齢者等 障害者、高齢者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上配慮を要する者をいう。

三 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策 全ての障害者、高齢者等が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするために、ユニバーサル社会の実現に関する国際的動向を踏まえ、次に掲げる事項を達成することを目指して行われる諸施策をいう。

都道府県別外国人人口の状況（平成18年（2006年）と平成31年（2019年）の比較）

- 2006年は外国人が増加傾向にあったが、その後リーマンショックの影響等で2008年から2011年における在留外国人が減少したことから、2006年と2014年で外国人の総数には大きな差はない。
- 一方で、都道府県別で見ると、2006年と2019年を比較すると、外国人人口が減少している団体もあるなど、2014年と2019年の比較とは異なる傾向が見られる。

※全人口は住民基本台帳、外国人人口(2006)は登録外国人統計のうち、「中长期在留者」に該当し得る在留資格の者及び「特別永住者」の数、外国人人口(2019)は在留外国人統計に基づくもの。

(単位:人)

都道府県	2006年			2019年			増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)
	全人口	外国人人口 (A)	割合	全人口	外国人人口 (B)	割合		
北海道	5,653,027	19,386	0.3%	5,304,413	37,906	0.7%	18,520	96%
青森県	1,472,631	4,704	0.3%	1,292,709	6,076	0.5%	1,372	29%
岩手県	1,397,139	6,553	0.5%	1,250,142	7,591	0.6%	1,038	16%
宮城県	2,351,898	15,704	0.7%	2,303,098	22,408	1.0%	6,704	43%
秋田県	1,166,634	4,423	0.4%	1,000,223	4,230	0.4%	-193	-4%
山形県	1,220,865	7,373	0.6%	1,095,383	7,618	0.7%	245	3%
福島県	2,110,337	12,242	0.6%	1,901,053	14,886	0.8%	2,644	22%
茨城県	2,992,660	46,699	1.6%	2,936,184	67,986	2.3%	21,287	46%
栃木県	2,010,710	30,029	1.5%	1,976,121	42,791	2.2%	12,762	42%
群馬県	2,022,460	41,669	2.1%	1,981,202	60,168	3.0%	18,499	44%
埼玉県	7,002,824	100,986	1.4%	7,377,288	189,043	2.6%	88,057	87%
千葉県	6,023,696	90,854	1.5%	6,311,190	162,588	2.6%	71,734	79%
東京都	12,183,509	342,659	2.8%	13,740,732	581,446	4.2%	238,787	70%
神奈川県	8,652,841	144,527	1.7%	9,189,521	228,029	2.5%	83,502	58%
新潟県	2,449,888	13,586	0.6%	2,259,309	17,675	0.8%	4,089	30%
富山県	1,117,688	14,551	1.3%	1,063,293	19,362	1.8%	4,811	33%
石川県	1,173,849	10,489	0.9%	1,145,948	16,024	1.4%	5,535	53%
福井県	823,652	13,942	1.7%	786,503	15,142	1.9%	1,200	9%
山梨県	881,966	16,116	1.8%	832,769	16,507	2.0%	391	2%
長野県	2,196,828	41,157	1.9%	2,101,891	37,845	1.8%	-3,312	-8%
岐阜県	2,109,006	53,359	2.5%	2,044,114	57,606	2.8%	4,247	8%
静岡県	3,776,552	94,586	2.5%	3,726,537	96,654	2.6%	2,068	2%
愛知県	7,072,191	199,960	2.8%	7,565,309	272,855	3.6%	72,895	36%
三重県	1,859,896	47,523	2.6%	1,824,637	54,254	3.0%	6,731	14%
滋賀県	1,360,552	29,661	2.2%	1,420,080	32,441	2.3%	2,780	9%
京都府	2,567,874	53,530	2.1%	2,555,068	62,603	2.5%	9,073	17%
大阪府	8,659,435	208,613	2.4%	8,848,998	247,184	2.8%	38,571	18%
兵庫県	5,577,609	101,041	1.8%	5,570,618	112,722	2.0%	11,681	12%
奈良県	1,435,622	11,383	0.8%	1,362,781	13,155	1.0%	1,772	16%
和歌山県	1,068,415	6,445	0.6%	964,598	6,868	0.7%	423	7%
鳥取県	613,601	4,824	0.8%	566,052	4,739	0.8%	-85	-2%
島根県	749,700	6,029	0.8%	686,126	9,649	1.4%	3,620	60%
岡山県	1,957,964	21,134	1.1%	1,911,722	29,182	1.5%	8,048	38%
広島県	2,872,530	38,539	1.3%	2,838,632	54,419	1.9%	15,880	41%
山口県	1,506,771	15,047	1.0%	1,383,079	17,425	1.3%	2,378	16%
徳島県	820,476	5,278	0.6%	750,519	6,232	0.8%	954	18%
香川県	1,029,007	8,057	0.8%	987,336	13,385	1.4%	5,328	66%
愛媛県	1,494,170	9,243	0.6%	1,381,761	12,459	0.9%	3,216	35%
高知県	805,621	3,546	0.4%	717,480	4,746	0.7%	1,200	34%
福岡県	5,023,093	46,609	0.9%	5,131,305	79,129	1.5%	32,520	70%
佐賀県	875,659	4,274	0.5%	828,781	6,732	0.8%	2,458	58%
長崎県	1,506,100	7,257	0.5%	1,365,391	10,489	0.8%	3,232	45%
熊本県	1,862,710	8,768	0.5%	1,780,079	16,592	0.9%	7,824	89%
大分県	1,225,364	9,215	0.8%	1,160,218	13,379	1.2%	4,164	45%
宮崎県	1,176,159	4,280	0.4%	1,103,755	7,162	0.6%	2,882	67%
鹿児島県	1,771,591	5,591	0.3%	1,643,437	11,453	0.7%	5,862	105%
沖縄県	1,375,760	8,423	0.6%	1,476,178	19,360	1.3%	10,937	130%
全国合計	127,058,530	1,989,864	1.6%	127,443,563	2,828,195	2.2%	17,837	42%

※全国平均を超える増加数及び増加率を黄色で着色（なお、増加数及び増加率の全国合計欄の数値は全国平均値。）

都道府県別外国人人口の状況（平成26年（2014年）と平成31年（2019年）の比較）

○人口規模に関わらず、全ての都道府県で外国人人口は増加している。

○我が国全体として外国人人口は33%増加し、外国人割合も1.6%から2.1%に高まっている。

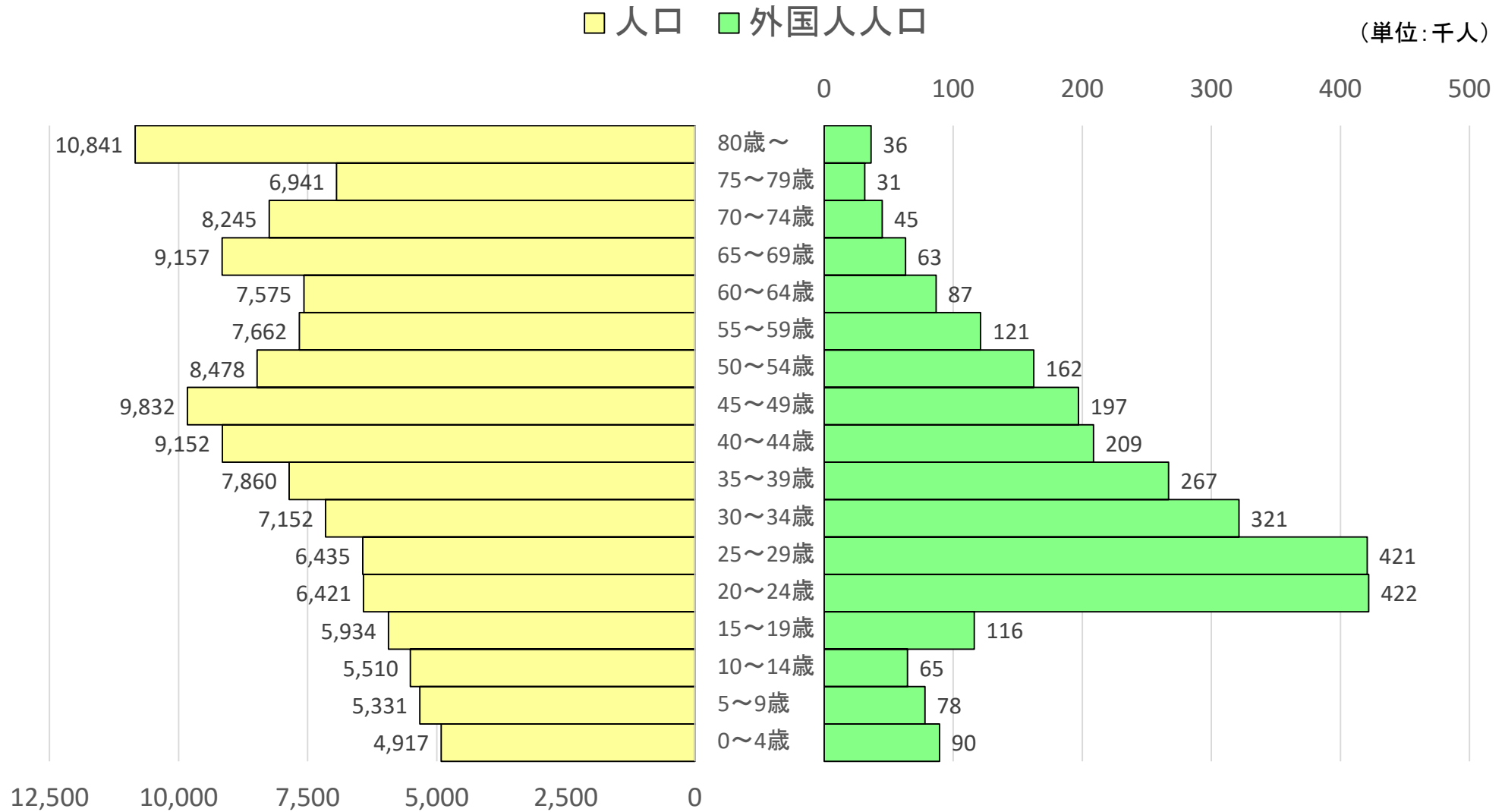
※住民基本台帳に基づく人口を使用

(単位:人)

都道府県	2014年			2019年			増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)	都道府県	2014年			2019年			増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)
	全人口	外国人人口 (A)	割合	全人口	外国人人口 (B)	割合				全人口	外国人人口 (A)	割合	全人口	外国人人口 (B)	割合		
北海道	5,463,045	21,966	0.4%	5,304,413	36,061	0.7%	14,095	64%	滋賀県	1,421,779	23,824	1.7%	1,420,080	29,274	2.1%	5,450	23%
青森県	1,367,858	3,895	0.3%	1,292,709	5,680	0.4%	1,785	46%	京都府	2,585,904	51,337	2.0%	2,555,068	60,145	2.4%	8,808	17%
岩手県	1,311,367	5,377	0.4%	1,250,142	7,130	0.6%	1,753	33%	大阪府	8,878,694	200,180	2.3%	8,848,998	235,977	2.7%	35,797	18%
宮城県	2,329,439	14,930	0.6%	2,303,098	21,183	0.9%	6,253	42%	兵庫県	5,655,361	94,983	1.7%	5,570,618	108,302	1.9%	13,319	14%
秋田県	1,070,226	3,688	0.3%	1,000,223	3,931	0.4%	243	7%	奈良県	1,403,034	10,841	0.8%	1,362,781	12,516	0.9%	1,675	15%
山形県	1,151,318	6,030	0.5%	1,095,383	7,258	0.7%	1,228	20%	和歌山県	1,012,236	5,781	0.6%	964,598	6,543	0.7%	762	13%
福島県	1,976,096	9,502	0.5%	1,901,053	14,047	0.7%	4,545	48%	鳥取県	587,067	3,793	0.6%	566,052	4,607	0.8%	814	21%
茨城県	2,993,638	49,574	1.7%	2,936,184	65,001	2.2%	15,427	31%	島根県	711,364	5,300	0.7%	686,126	8,875	1.3%	3,575	67%
栃木県	2,010,272	29,858	1.5%	1,976,121	40,658	2.1%	10,800	36%	岡山県	1,945,208	20,666	1.1%	1,911,722	27,796	1.5%	7,130	35%
群馬県	2,019,687	40,593	2.0%	1,981,202	56,597	2.9%	16,004	39%	広島県	2,876,300	37,777	1.3%	2,838,632	51,546	1.8%	13,769	36%
埼玉県	7,288,848	120,232	1.6%	7,377,288	177,095	2.4%	56,863	47%	山口県	1,443,146	13,178	0.9%	1,383,079	16,257	1.2%	3,079	23%
千葉県	6,247,860	106,357	1.7%	6,311,190	153,505	2.4%	47,148	44%	徳島県	782,342	4,888	0.6%	750,519	5,998	0.8%	1,110	23%
東京都	13,202,037	394,410	3.0%	13,740,732	551,683	4.0%	157,273	40%	香川県	1,010,028	8,361	0.8%	987,336	12,467	1.3%	4,106	49%
神奈川県	9,100,606	160,605	1.8%	9,189,521	212,567	2.3%	51,962	32%	愛媛県	1,436,527	8,661	0.6%	1,381,761	11,908	0.9%	3,247	37%
新潟県	2,354,872	12,965	0.6%	2,259,309	16,792	0.7%	3,827	30%	高知県	754,275	3,348	0.4%	717,480	4,474	0.6%	1,126	34%
富山県	1,091,612	12,920	1.2%	1,063,293	18,262	1.7%	5,342	41%	福岡県	5,118,813	55,272	1.1%	5,131,305	76,127	1.5%	20,855	38%
石川県	1,163,380	10,431	0.9%	1,145,948	15,211	1.3%	4,780	46%	佐賀県	852,285	4,245	0.5%	828,781	6,338	0.8%	2,093	49%
福井県	808,229	11,163	1.4%	786,503	14,656	1.9%	3,493	31%	長崎県	1,424,533	7,683	0.5%	1,365,391	10,168	0.7%	2,485	32%
山梨県	861,615	13,323	1.5%	832,769	15,704	1.9%	2,381	18%	熊本県	1,825,686	9,410	0.5%	1,780,079	15,311	0.9%	5,901	63%
長野県	2,160,814	29,929	1.4%	2,101,891	35,478	1.7%	5,549	19%	大分県	1,197,854	9,699	0.8%	1,160,218	12,770	1.1%	3,071	32%
岐阜県	2,098,176	43,474	2.1%	2,044,114	53,516	2.6%	10,042	23%	宮崎県	1,142,486	4,173	0.4%	1,103,755	6,462	0.6%	2,289	55%
静岡県	3,803,481	71,561	1.9%	3,726,537	89,341	2.4%	17,780	25%	鹿児島県	1,702,791	6,362	0.4%	1,643,437	10,339	0.6%	3,977	63%
愛知県	7,478,606	189,664	2.5%	7,565,309	253,508	3.4%	63,844	34%	沖縄県	1,448,358	9,886	0.7%	1,476,178	17,492	1.2%	7,606	77%
三重県	1,868,860	41,284	2.2%	1,824,637	50,643	2.8%	9,359	23%	全国合計	128,438,013	2,003,379	1.6%	127,443,563	2,667,199	2.1%	14,123	33%

※全国平均を超える増加数及び増加率を黄色で着色(なお、増加数及び増加率の全国合計欄の数値は全国平均値。)

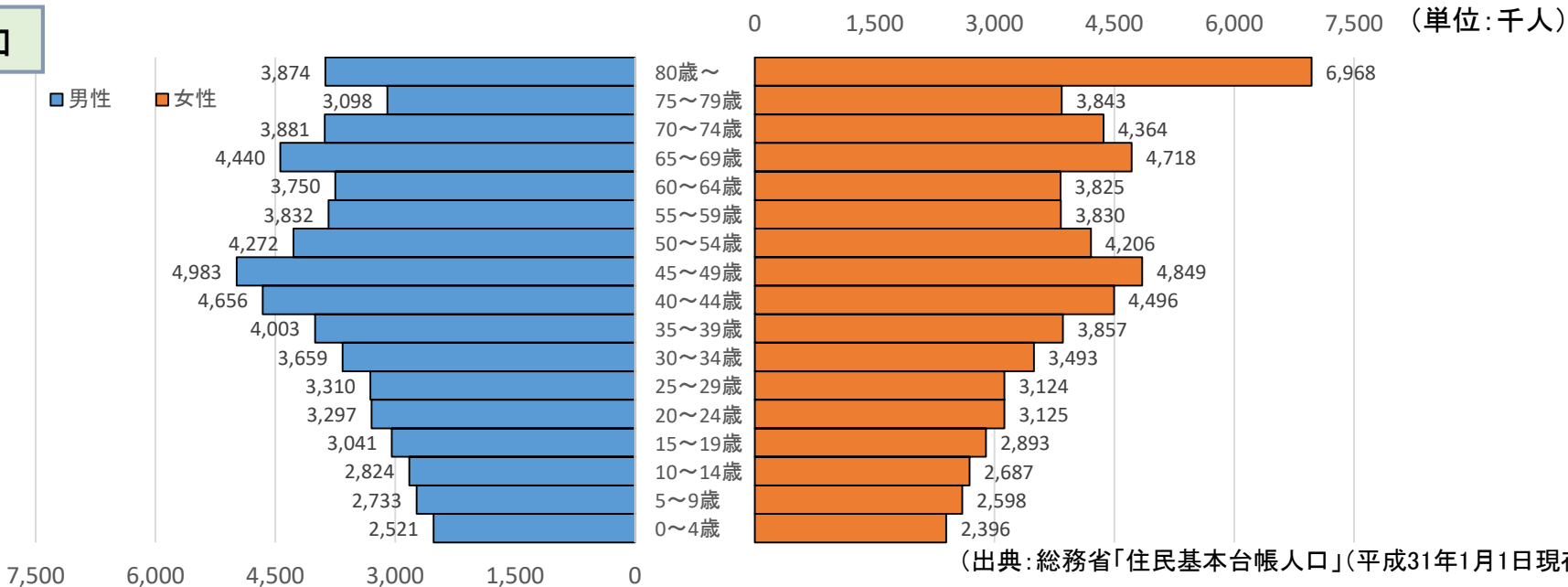
平成30年度（2018年度）における日本の人口及び外国人人口の年齢別比較



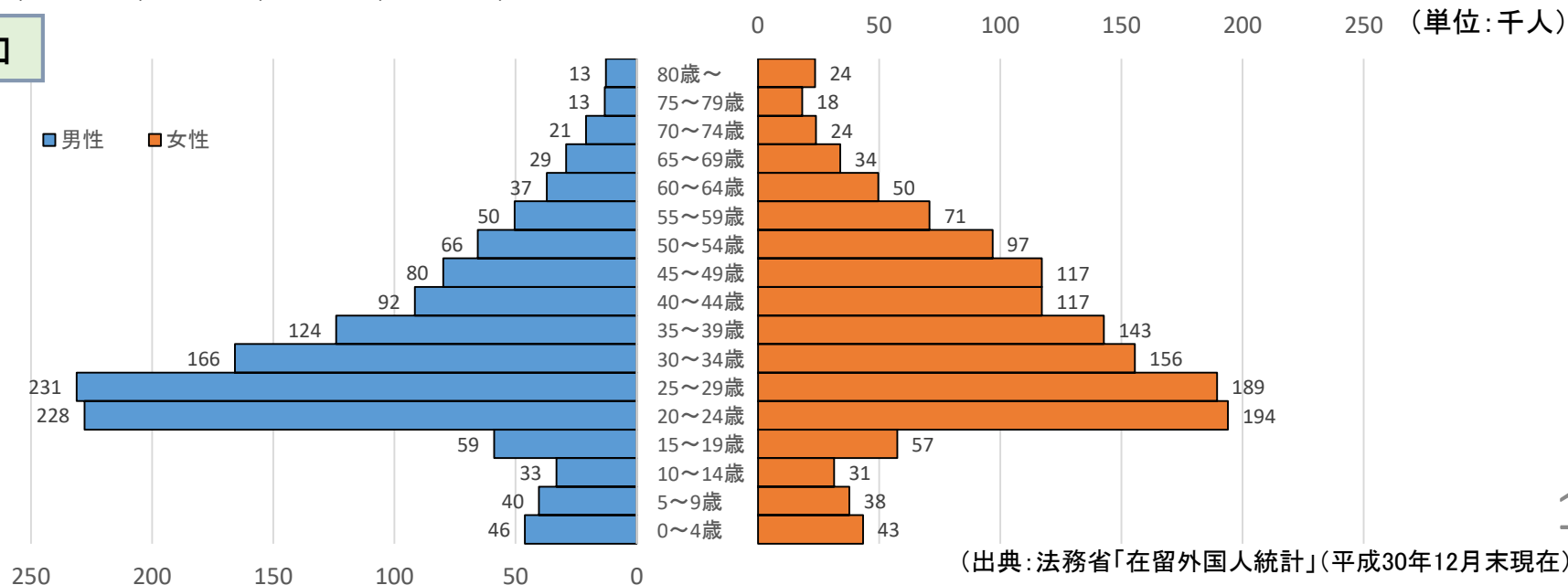
(注)人口については、総務省「住民基本台帳人口」を基に、平成31年1月1日現在の数値である。
外国人人口については、法務省「在留外国人統計」を基に、平成30年12月末現在の数値である。

平成30年度（2018年度）日本の人口及び外国人人口の男女・年齢別比較

日本の人口

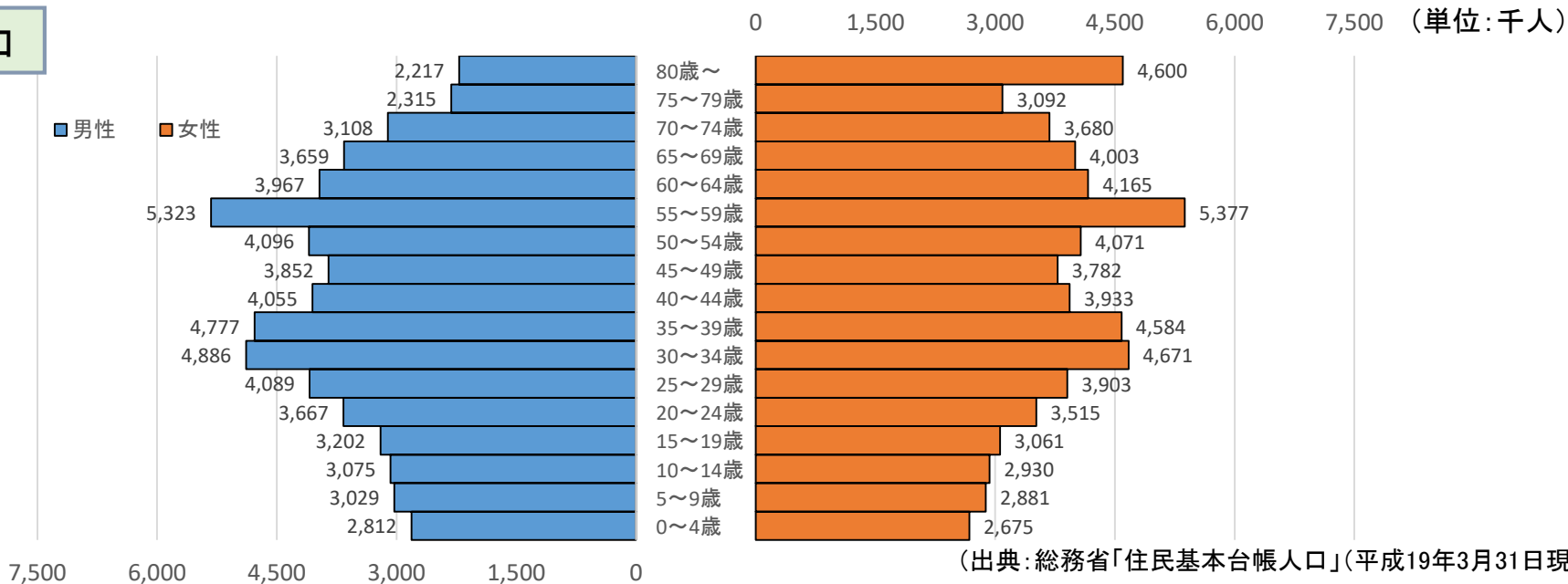


外国人人口



(参考) 平成18年度 (2006年度) 日本の人口及び外国人人口の男女・年齢別比較

日本の人口



外国人人口

